

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年岩手県規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号） <u>第15条第1項</u> の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるもの（以下「機関等」という。）は、次の表の左欄に掲げるものとし、同令第1条第2項の規則で定める職員は、同欄に掲げる機関等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者とする。 [略]	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号） <u>第19条第1項</u> の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるもの（以下「機関等」という。）は、次の表の左欄に掲げるものとし、同令第1条第2項の規則で定める職員は、同欄に掲げる機関等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者とする。 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。